

今回報告する事業年度を
記載してください。

記載例

農地所有適格法人報告書

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇年

令和 年 月 日

宇和島市農業委員会会長 様

主たる事業所の所在地 宇和島市□町□丁目□番□号
名称及び代表者氏名 株式会社●●
代表取締役 ▲▲ ▲▲ (印)
電話番号・FAX ■■■■-■■-■■■■

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1. 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社●●	
主たる事業所の所在地	宇和島市□町□丁目□番□号	
経営面積 (ha)	田	〇〇. 〇 (ha)
	畑	〇〇. 〇 (ha)
	採草放牧地	
法人形態	株式会社, 農事組合法人 など	

2. 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	水稻・季節野菜	農作業受託	
翌事業年度の計画			

(2) 売上高

農地を所有している法人のみ記載

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	△,△△△,△△△円	無ければ「無」
報告対象年度の1年前(実績)	△,△△△,△△△円	
報告対象年度(実績)	△,△△△,△△△円	
翌事業年度の計画	△,△△△,△△△円	

※左記農業に該当しない事業がある場合
過去3年間の農業の売上平均額が総売上高の平均額の過半をこえること

3. 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
					農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		
					権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度の計画	
宇和島 一郎	宇和島市〇〇町〇番地	日本		100	賃借権	3,000	250	250	
吉田 花子	宇和島市吉田町〇番地	日本		70			250	250	
三間 次郎	宇和島市三間町〇番地	日本		50			250	250	
J A □ □	宇和島市〇〇町〇番地	日本		50					

国籍を記入してください

国籍が日本でない場合に記入してください

国籍を記入してください

国籍が日本でない場合に記入してください

議決権の数の合計

270

農業関係者の議決権の割合

90%

※全株式数 300 のうち、270 株を農業関係者が保有しているので、議決権の割合 90%（農事組合法人等、1人1議決権の法人は、農業関係者／全構成員数が議決権の割合となります）。議決権の割合は 50%を超える必要があります。

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 750 日 上記の表に記入した年間従事日数合計

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数
有限会社〇〇産業	宇和島市津島町〇〇	日本		30

議決権の数の合計

30

農業関係者以外の議決権の割合

10%

※全株式数 300 のうち、30 株を農業関係者以外が保有しているので、議決権の割合は 10%（農事組合法人、1人1議決の法人は、関連事業者数／全構成員数が議決権の割合になります。）

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写を添付してください。

なお、農林漁業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5

条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4. 農地法第2条第3項第3号及び4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年 度の計画	直近実績	翌事業年 度の計画
宇和島 一郎	宇和島市〇〇	日本		代表取締役	250	250	200	200
吉田 花子	宇和島市〇〇	日本		取締役	250	250	200	200
三間 次郎	宇和島市〇〇	日本		取締役	250	250	150	150
宇和海 太郎	宇和島市〇〇	日本		監査役	0	0	0	0
※法人の役員を全員記入する				※役員の過半数が法人の行う農業に乗り 従事（150日以上）する者で、内1人以上 が法人の行う農作業に60日以上従事して いる者であること				

前頁「農業への年間従事日数」と同じ日数を記載。

注：理事等のうち過半数（半数では不足）が構成員（3(1)に記載）かつ、常時従事者（年間150日以上農業に従事）である必要があります。

※理事等の状況は法務局の登記情報と照合しますので、理事の異動があったにも関わらず未登記である等、登記と異なる場合は株主総会の議事録等の資料を添付してください。

※役員の中に法人の行う農作業に年間60日以上従事する者がいない場合は、重要な使用人の1人以上が年間60日以上農作業に従事する必要があります。その場合、(2)へ記載してください。

重要な使用人とは、支店長・農場長・農業部門の部長・その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う農業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいいます。その確認は、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則（使用人の権限及び責任の内容及び範囲が明らかなものに限る。）等で行います。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間 従事日数			
					直近実績	翌事業年 度の計画	必要な農作業への 年間従事日数	
		直近実績					翌事業年 度の計画	
※この欄は(1) の理事等のう ち、農作業に年 間60日以上 従事する者が いない場合に のみ記載して ください。								

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
- ウ 農畜産物の貯蔵、運搬また販売
- エ 農業生産に必要な資材の製造
- オ 農作業の受託
- カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と合わせ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

- 2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。

なお、いずれかの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

- 3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

- 4 「3 (1) 農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に

規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員になっている場合、「3（1）農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借権による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

- 6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

- 7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4の（2）については、4の（1）の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。